時事新報の編輯に關する書信にして往々社員へ宛御送致の向も有之候得共宛名の社員不在の事ありて折角の報道も其用を爲さゞると尠からざれば斯る書信は一切時事新報編輯局宛にて御送付被下度候

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行廿四字詰	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

新聞紙取締法

一國の政府として廣く治安の點より考ふれば民間の新聞紙が時に過激の議論を吐て人心に變動を與ふるの危險少小にあらざる可し是に於て一種の法を設け新聞紙取締を嚴にするの其手段は現時西洋一二の國にも行はるゝ所にして露國の如き獨逸の如き即ち其例あれども之に反して英米佛の諸國に於て取締の法甚だ寛大にして或は全く撿束を加へざる所以の者は多少其國政治の寛嚴如何んにも由ると同時に實は內外施政の方針に於て實際撿束の勞を取るに足らざるの事情ありて然るものならん獨逸に就て之を言へば去る千八百六十六年始めて北日耳曼の同盟を設け越て同七十一年漸く帝國の基礎を固めたるも外あらざれば新造草昧社會の秩序動もすれば紊れ易きは當時に於て免る可らざる所に非ずして此際外に在ては四隣圍むに强國を以てして敵愾外患絕ゆる間なく內に於ては二十六の小國尚は今に分裂して未だ中央の治下に統轄せられざる傍らに社會黨共和黨は數十年來(今を距る四十年前即ち千八百四十八年普漏西の革命は共和黨が君主政府を仆ふさんとして亂を與し事成らずして政府との折合着き國王始めて國會を開きたるの次第にして爾來今日に至るまで共和黨の氣燄熄む可きの勢ひなく多々倍々猖獗を逞うそるは人の知る所なり)一日も政體變革の企てを廢せざるの有樣なれば斯る場合に中央政府が新聞紙の撿束を嚴にし以て反對者れ氣燄を制するの手段を取るは獨り已むを得ざるのみならず國安維持に欲く可らざるの法と云ふ可し露國と雖も之に均しく虛無黨の一族頻に過激れ手段を講じ現政府と斃えて併せて之を皇室にまで及ぼさんとする兇惡虐謀限りなければ政府ハ其鋒を避けんが爲め新聞紙上に言論れ自由と撿束すること是亦治安に必要の政策と云ふ可し

右は西洋の話しあれども近來政府の筋に於ては郵便條例の改正あると同時に獨逸國の法に倣ひ新聞紙は發行地內三里の外、一切私の配達を禁じて官府の手に之を全收するの議論あるやに聞け予其由來する所を尋ぬるに一は政府の會計に收入を增そが爲めの手段ある可しなど竊に相傳ふる者もあれども我輩に於ては此說を信する能はず何んとなるに今日、日本の財政を假に口實を設けて如何に困難なりと云ふにもせよ常に人文の開發と助けて全國に知識播布の一大機關さる新聞紙にまで課稅して其不足を補ふの極に達したりと思はれざればあり即ち改正の精神は毫も新聞紙に課稅して官の收入を豐かにするの點に在らざる者とすれば或は取締の一方に着眼し今の如く民間れ私に配達の手段を設けて殆んど官の手を離るゝれ姿にては平時は兎も角も發行停止若くは新聞紙差押への場合に臨み充分其手の往屆かざる恐れもあるが故に之を郵便局の專有に歸せしめさらば一號令を下して全國の取締瞬間に辨じ得可しと云ふの考へに出でしやも知る可らず蓋し新聞紙れ配達に官の手を經由せざるは取締上漏るゝ所あらんとの其恐れ一理あるに似たれども抑も實際に然らざる所以のものは發行所三里外の地にても賣捌所を設くるの場合には其都度各新聞社よりも將た又賣捌所よりも各之と其筋に屆出で全國各所に幾何の支部ありて支部每に又幾何の紙數を發賣配布するやの事實まで警察の手に於ては平生分明なる可きが故に例へば發行停止の事ある當りても其配達を差押るは甚だ容易ならんのみ假に道路の說の如く郵便局に於て新聞紙地方配達の權を專有そるに至るとするも行政司法の處分と以て其配達を禁止し若くは之と押收するの其の命は別官衙の手に出でゝ郵便局は與り知らず唯其官衙の通知を受け後始めて禁止押收を爲そまでに過ぐ可らず左れば其効力よりして論ずるに官命と以て一は官に傳へ又一は民に傳ふるの相違あるれ治安を妨害したる新聞紙の配達と禁止し若くは之を押收するの實に於ては郵便局に令を下すも賣捌所に命と傳ふるも官の都合は同一樣なる可きに强ひて之を官の手に收めて一切民間私設の配達法を禁止せんとするが如きは如何にしても我輩の信じ得ざる所なり又政府は新聞紙取締の點に於て配達事務を專ら官の手に收むるの目的なりとすれば發行地三里以內に限りて特に私社の配達を許す所以は如何なる趣旨ぞ一說に此法は獨逸現行の制度を模したる者にして彼國の新聞紙配達は發行地二リーグス以外悉く官の手に於て之を施行さ一切私の遞送を許さざる其筆法と寫したるの次第なりと云ふと雖も更に我輩の聞く所を以てすれば獨逸政府が新聞紙取締の目的を以て最初其原案を草するに當りては距離の遠近を問はず私社の新聞紙は一切私の遞送配達を禁止して洩らす所あらしむ可らずとの精神なりしも彼國には國會の設けありて其議、議場に出るに及び反對の論頗りに起り遂に雙方の折れ合ひにて然らば二リーグス(日本の三里)の範圍內は從前の如く私社に配達の權と任す可しとて一方に反對者の論をも容れ傍ら又政府は二リーグス外の占有權を收めたるの情實なりしと云へり然るに日本は之に反して未だ國會の開設あるに非ざるが故に萬一政府が新聞紙取締の目的にて現行郵便法を改正する者なりとすれば初めより退讓して三里內外の區別を設くる必要はある可らず斷然私の遞送配達を禁止し中央政府に其權を收拾するも憚る所なくして可なるの道理なれども其手段に出でずして倚ほ各私新聞社に三里以內配達の權を附與すると云ふの跡より見れば政府の趣旨は必ずしも一意新聞紙の取締撿束とのみ職ませんとするに非ざるにも似たり之に就て我輩卿か所見もあれば次で記して世論に質さんと欲そるあり

官報

○內務省告示第四號

一東照宮駿河國有渡郡根古屋村字久能山鎭座

祭神　贈正一位源家康

右別格官幣社ニ列セラル

一神部神社駿河國安倍郡字賤機山鎭座

祭神　大己貴命

一淺間神社同上

祭神　木之花開耶姫命

一大歳御祖神社同上

祭神　大歳御祖命

右三社國幣小社ニ列セラル

明治廿一年五月四日　內務大臣伯爵山縣有朋

○遞信省告示第八十三號

巴里締結萬國郵便聯合條約實施細目規則第四條貨幣比例表中埃及ニ關スル一項同國郵政廳ニ於テ左ノ通改正シタリ

明治廿一年五月四日　遞信大臣子爵榎本武揚

	埃及
二十五サンチーム	一ピヤストル
十サンチーム	五ミリエーム、ドリーブル
五サンチーム	二ミリエーム、ドリーブル

○鑛山官行繼續　大藏省管理佐渡生野兩鑛山は近來追々盛旺なりし處將來倚ほ事業を擴張し官行繼續そるゝことに閣議を經て確定せり(大藏省)

○電報數及料金　遞信省內信局に於て調査せる昨二十年中各郵便電信局及電信局に於て取扱ひたる電報數並に料金精算高及一昨十九年中の分と比較い左表れ如し(遞信省)

		二十年	十九年	比較
內國和文	信	四、六二一、二三九	四、六九九、三一五	減 七八、〇八六
	通	二、四三一、〇六七	二、三六二、七〇四	增 六八、三六三
	金	六一五、六九〇●四一〇	六一五、一六六●九九〇	同 五二三●四二〇
海外和文	語	二四〇、〇八七	二一〇、二二〇	同 二九、八六七
	通	三一、一一八	二七、〇四二	同 四、〇七六
	金	八四、九六六●四七〇	七三、〇八三●〇六〇	同 一一、八八三●四一〇
內國歐文	語	三〇六、六二一	二六三、三六五	同 四三、二五六
	通	二六、一四一	二〇、八八一	增 五、二六〇
	金	三三、三六三●九七〇	三八、三八三●八〇〇	減 五、〇一九●八三〇
合計	語	五四六、六九八	[illegible]	[illegible]
	通	二、四八九、一三六	二、四一〇、六二七	增 七八、五〇九
	金	七三三、〇二〇●八五〇	七一五、六三二●八五〇	增 一七、三八八●〇〇〇

雜報

○サモア事件　サモア嶋は布哇とニユージーランドの中央に散在せる一小群嶋なれども土地豐沃にして英、米、獨等の居留外國人も少なからず同嶋在留の獨逸人が國王と廢立し威力を專らにする所より英、米、獨三國の間に紛議を生じたる趣は昨年秋頃の紙上に屢々記載せし事なりしが去る四月二日米國ワシントン發れ報を見るに始め此紛議の未だ甚しからざる時に當りて米國外務卿バイヤード氏は同嶋に適當なる政府を打立てんが爲め英國及び獨逸に向つて會議の事を申出しに兩國共之を承諾せしを以て始めて昨年六月廿五日米國ワシントンに於て同府駐在の英、獨兩國公使はバイヤード氏と會合して商議を開くに至れり此時獨逸政府の申出にはサモア嶋政府の實權を一個人に持たしめ在職期限を五箇年とし而して其人と任命するに同嶋內に於て通商上最大の利害を有する一國の權內に歸し他の二國は只だ之に贊成同意を表するのみと定むるにあり其意蓋し獨逸は同嶋に於て通商上最大の利害を有するが故に同國政府の好む所を立てゝ其嶋の支配人とし英、米兩國をして其處置に不同意を容れざらしめんとするにある事明かなり左ればバイヤード氏は之に贊成せずして法律執行の事は同嶋の王及び副王と三名の外人を以て組成せる司法會議を以て決する事とし而して其三名れ外人は英、米、獨三國より一人づゝ指名し指名されたる國に對して贔屓の取計ひなからしんが爲め俸給其他の諸費用は一切同嶋政府よて仕拂ふ事に決せんと申出せ

り依て英、獨兩國公
指揮に從はんが爲め
き會議は一先づ延期
時の儘になし置き如
る事を約束せり然る
へて此約束を破りサ
立せり其後又同嶋の
の政府を倒して新に
配そるに至れり右は
院にては去る四月二
其節外務卿バイヤー
往復せし數通の書翰
ビスマルク公よりバ
事ハ獨逸商人の不利
所行を顯はし同嶋十
旨を通知したるもの
而の始めに米國領事
を以て働きたる所業
於て暴威を逞さんが
實を列擧し延ひて此
ち同國の暴威を擴張
大に其當を得ず米國
決して滿足する能は
狀は本年一月十七日
國公使を去てビスマ
は未だ來らずサモア
り居るに付米國にて
○米國公使　ハツバ
に隨ひ豆州熱海温泉
○輕氣球學校　佛國
へ軍用輕氣球學校な
專ら輕氣球の製造方
○バルチック北海運
同政府は此度帝國運
海の間に運河を開か
等ありと云へり今同
云ふを開くに女工は
以上を限りとす但し
五年以上なるも妨な
にあらざれば使用せ
る工夫は雇ひ入れざ
ざる工夫は兵營に起
よし
○京都の智恩院　同
內輪の紛紜久しく解
程の騷動なりしを兩
々改革する所あり滅
も此の程の本紙に記
し據馬死去したるよ
ず早速賓住職義鶴復
るもありて大に改革
り同院に縁ある人
きかと昨今頗る心配
月十九日より同廿五
末より參詣したる信
て有志の納金千六百
百八十人此通券料四

薔薇開園　五月五日より
敝園にて多年培養せし珍奇異品の薔薇花百數十種相選み園內に陳列し雅客の高覽を仰んと目下盛開の期に至

●かさの療治　赤坂田町六丁目六番地　黴毒專門醫　板倉一龍
●りん病●ぢしつ●よこね●黴毒骨節いたみ●しつ毒●かん瘡●男根きづ●瘀毒逆上●遺精病●男根瘡瘍病●男長女かぶり症切斷右專門治療候也

槻大板賣却　明治十八年伐材伊勢皇太神宮御山木長九尺巾四尺厚五寸御望ノ方ヘ下名ヘ　日本橋區小網町一丁目六番地　井田商店

官許　かつけ根切灸點術

本月一日ヨリ高輪邸
每日午前八時ヨリ午後